

<非依頼格付の使用禁止>

【関連条項】 第 48 条、第 49 条、第 256 条、第 284 条

第 49 条-Q1 どのようなものが「非依頼格付」となるのですか。

(A)

標準的手法を採用する金融機関がリスク・ウェイトの判定にあたり使用できる格付とは、中央政府に付与されたものを除き、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、自己資本比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する）を指します。従って、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第 49 条に規定する「非依頼格付」に該当し、自己資本比率の算出上での使用は認められません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的な依頼を受けていることが特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、標準的手法を採用する金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかになっている場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

なお、上記に関らず、マーケット・リスク規制（標準的方式）において金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額を算出する場合、証券化エクスポージャーの所要自己資本額を算出する場合（内部格付手法における外部格付準拠方式等を含む）、及び複数の資産を裏付けとする資産（いわゆる「ファンド」）について、裏付けとなる個々の構成資産の信用リスク・アセット額を算出する場合には、適格格付機関が発行体からの依頼に基づくことなく付与した格付も使用できません（複数の資産を裏付けとする資産については、個々の構成資産の売買について、金融機関自身が指図できるものを除く）。

<依頼の有無の特定>

【関連条項】 第 49 条、第 51 条

第 49 条-Q2 適格格付機関が格付を付与している場合であっても、発行体による依頼の有無が特定できない場合は、無格付扱いとなりますか。

(A)

発行体又は適格格付機関等を通じた確認の結果、依頼の有無が特定できない格付については、無格付扱いとして差し支えありません。ただし、標準的手法を採用する金融機関が保有するエクスポージャーに対して付与された個別格付について依頼の有無が特定できない場合であっても、当該発行体の他の債務に対する個別格付や債務者信用力格付が依頼に基づき付与されていることが特定できる場合には、第 51 条の規定（個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い）が適用されます。

なお、標準的手法を採用する金融機関が使用する格付について、依頼の有無を確認することなく無格付扱いとすることは認められませんが、具体的な確認方法は各金融機関の任意の方法によることとします。例えば、①適格格付機関の公表情報等に基づく確認、②適格格付機関への照会、③発行体への照会、④市場情報提供会社等の活用、といった手段が考えられますが、各金融機関が通常用いることとしている確認手段を通じて依頼の有無が特定できない場合は、無格付として差し支えありません。

<コール取引の取扱い>

【関連条項】 第 63 条

第 63 条-Q5 コール取引について、短資会社が介在した場合にはどのような取扱いとなるのですか。

(A)

契約当初の満期が 3 か月以内の国内におけるコール取引は、短資会社の介在の有無に拘わらず全て、第 63 条第 2 項に該当する取引として取り扱うこととし、リスク・ウェイトは 20%を適用します。なお、上記以外のコール取引については、原則通り取引相手（例えば、ディーリング方式の場合は短資会社）に対するエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出します。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q6 附則第 17 条の経過措置の対象となるものを除き、抵当権付住宅ローンとして 35% のリスク・ウェイトを適用するためには、第 69 条第 2 号の「抵当権により完全に保全されていること」の充足が必要になりますが、どの程度の確認を行う必要がありますか。

(A)

一般に、金融機関は小口かつ多数の住宅ローン債権を保有していることから、全ての住宅ローンについて担保物件の評価を頻繁に行うことは、実務上困難かつ負担が大きいものと考えられます。各金融機関による担保物件の管理方法は多様であることから、物件評価の手法・頻度・範囲については、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法でこれを行うことで差し支えありません。第 69 条第 2 号に規定する要件は、住宅ローンの抵当権による保全状況について必要限度を超えた頻繁な確認を求めるものではありません。また、確認を行う範囲についても、必ずしも全ての物件を対象とする必要はなく、実行時における頭金の比率や地価下落の状況等に応じて対象を絞ることも合理的であると考えます。なお、既存の住宅ローンについて平成 19 年 4 月 1 日以降に追加実行を行った場合は、「平成 19 年 3 月 31 日において保有する」ものでないことから、附則第 17 条における経過措置の適用対象外となることに注意が必要です。

<有価証券の貸付・担保提供等の想定元本額>

【関連条項】第78条第1項第8号、第91条

第78条-Q9 有価証券の貸付や担保の提供等の取引を行った場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額はどのように算出すれば良いのか。

(A)

有価証券の貸付、担保の提供等の取引を行った場合は、第78条第1項第8号の定めに従い与信相当額を算出する必要がありますが、その際に掛目を乗じる対象となる額（第78条第1項柱書では「想定元本額」と記載）は、有価証券の時価（手形については額面）となります。

なお、当該取引相手より借り入れた資産、受け入れた担保等が存在し、これらが適格金融資産担保の要件を満たす場合は、信用リスク削減効果を勘案することが可能となります。この際、適格金融資産担保に係る信用リスク削減手法について包括的手法を用いる金融機関は、エクスポージャーの額（E。信用リスク削減手法適用前の与信相当額）に対して「 $1 + He$ （エクスポージャーが第78条第1項第8号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率）」を乗じたうえで、信用リスク削減効果を勘案する必要があることに留意が必要です（第91条参照）。ただし、契約上のキャッシュ・フローが確定している有価証券の貸付や担保提供等を行う場合は、上記 $E \times (1 + He)$ について、自己資本比率算出基準日以降のキャッシュ・フローの単純合計値を上限とすることで差し支えありません。

<第 117 条の「貸出金」>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」における「貸出金」は、コールローンや金融機関への預け金を含みますか。

(A)

「コールローン」や「預け金」は、銀行経理における勘定科目は「貸出金」とは別に設けられていますが、「貸出金と自行預金の相殺」の適用においては「貸出金」として扱うことができるものとします。また同様に、貸出金（コールローンや預け金を含む。）より発生する未収収益についても「貸出金」として取り扱うことができるものとします。

<PD/LGD 方式におけるフロア>

【関連条項】 第 166 条第 13 項

第 166 条-Q2 PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの所要自己資本を算出する際に、政策保有目的で保有している他の金融機関の株式についても、100%のリスク・ウェイトを下限（フロア）として良いですか。

(A)

第 166 条第 13 項では、「当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていない」上場株式と、「当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることは予定していない」非上場株式について、100%のリスク・ウェイトを下限（フロア）とすることを許容しています。一方、金融機関の株式を保有している場合は、第 8 条第 1 項第 1 号に基づき自己資本控除の扱いとされるものを除き、監督指針上、全て「純投資目的等」による保有に該当することとなります。従って、第 166 条第 12 項に規定されるフロア（上場株式は 200%、非上場株式は 300%のリスク・ウェイト）が適用されることとなります。

<住宅金融公庫が発行する資産担保証券の取扱い>

【関連条項】第1条第16号等

第1条-Q1 住宅金融公庫が発行する資産担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。

(A)

住宅金融公庫（平成19年4月1日以降は住宅金融支援機構）が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券（以下、「住宅金融公庫債」という。）については、住宅ローン債権プールを裏付けとしており、超過担保が実質的な劣後部分として機能しているという意味で「優先劣後構造」を有すると解することができることから、第1条第16号に基づき、証券化エクスポージャーの取扱いが適用されます。もっとも、住宅金融公庫債には、住宅金融公庫の解散や株式会社化等の「制度的な変更」を発動事由とする受益権行使事由が設定されており、当該事由発生前は投資家への支払いは発行体である住宅金融公庫が行うことから、受益権行使事由発生前は住宅金融公庫向けのエクスポージャー（標準的手法の場合は金融庁Q&A第61条-Q1を参照）として取扱うことも可能です。

<米国政府関連モーゲージ担保証券の取扱い>

【関連条項】第1条第16号等

第1条-Q2 米国政府関連のモーゲージ担保証券（MBS）等の住宅ローン担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。

(A)

米国政府関連のモーゲージ担保証券には、①米国連邦政府機関である政府抵当金庫（ジニーメイ<Ginnie Mae>）が裏付けとなる住宅ローン債権（モーゲージ）プールからの投資家への支払いを保証するパススルー証券、②米国政府関係機関である連邦抵当金庫（ファニーメイ<Fannie Mae>）又は連邦住宅貸付抵当公社（フレディーマック<Freddie Mac>）が住宅ローン債権プールを裏付資産として発行・保証するパススルー証券、及び③これらの機関が発行・保証する CMO や REMIC 等のペイスルー証券があります。いずれも住宅ローン債権プールを裏付けとしていますが、投資家への支払い順序（ウォーター・フォール）に「優先劣後構造」は基本的にみられません。これらの一部には、金利水準や最終償還日が異なる二以上のエクスポージャーに原資産の信用リスクを区分するものもありますが、あくまでキャッシュ・フローの加工に留まり、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収する「優先劣後構造」を構成すると解し得るものは含まれていないと考えられます。従って、これらについては、発行体による保証が付された債券と認識し、①は米国政府向けのエクスポージャー、②及び③は現時点においては米当局により公共部門として認識されていることを踏まえ、標準的手法では外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー（第59条）、内部格付手法では金融機関等向けエクスポージャー（第1条第37号）として取り扱うこととなります（注）。

（注）米国政府関連のモーゲージ担保証券の取扱いについては、発行体による保証が投資家への支払い全額に及ぶ限りにおいて、発行体向けの直接の与信と同様に扱うことを可能とします。

<指定関数方式>

【関連条項】 第 257 条等

第 257 条-Q2 同順位の証券化エクスポージャーを複数の金融機関が保有している場合に、指定関数方式に基づく所要自己資本の額はどのように算出すれば良いですか。

(A)

同順位の証券化エクスポージャーを複数の金融機関が保有している場合に、指定関数方式を利用するときは、以下の 2 段階の計算を通じ、当該金融機関の保有する証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の額を算出することとなります。

- ① 同順位の証券化エクスポージャーを「エクスポージャーの厚さ (T)」として、第 257 条に基づき所要自己資本の額を算出します。
- ② ①で算出した所要自己資本の額に、「当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの額の同順位の証券化エクスポージャーの総額に対する割合」を乗じます。

<証券化エクスポージャーに関する経過措置>

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q3 証券化エクスポージャーに関する経過措置において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を算出する際に用いる原資産の額は、証券化取組み時点の額で良いですか。

(A)

証券化エクスポージャーに関する経過措置においては、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることが可能です。その際、原資産の額及び附則第 15 条-Q2 に規定される「劣後比率」については、自己資本比率を算出する時点のものを基本的に想定しています。もっとも、実務上の困難がある場合には、当該エクスポージャーについて一貫性をもって利用することを前提に、証券化を取組んだ時点の原資産の額及び「劣後比率」を、用いることも可能とします。

<粗利益>

【関連条項】 第 304 条第 1 項、第 305 条第 1 項

第 304 条-Q4 法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関が基礎的手法または粗利益配分手法を採用する場合、「一年間の粗利益」についてどのように考えればよいのですか。

(A)

基礎的手法及び粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、原則として、「バーゼルⅡに関するQ&A」第304条Q-1に基づいて、算出されることとなります。

ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、当該「一年間の粗利益」について、自己資本比率の計算基準時点が3月末となる場合は、その時点を起算点とする1年前までの一事業年度の粗利益とします。当該計算基準時点が9月末となる場合には、採用している基礎的手法または粗利益配分手法により直前の3月末において算出したオペレーショナル・リスク相当額を、そのまま当該計算基準時点におけるオペレーショナル・リスク相当額とすることとなります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】 第 306 条

第 306 条-Q2 粗利益配分手法について、どのような承認プロセスとなりますか。

(A)

粗利益配分手法の3月末からの採用を希望している金融機関は、原則として、前年の5月頃（第1回）及び11月頃（第2回）に行われる全2回のセルフアセスメント・アンケートを提出する必要があります。

ただし、既に粗利益配分手法の承認を受け、当該手法を採用している金融機関と、他の金融機関（採用手法は問わない。）との合併等が行われ、新たな金融機関又は連結グループが構成された場合、当該金融機関、当該連結グループ及び当該グループに含まれる傘下の金融機関（以降、「当該金融機関等」という。）は、当該合併等の後に行われる直近のセルフアセスメント・アンケート（第1回又は第2回）のみを提出することにより、粗利益配分手法の承認の申請を行うことができます。

なお、当該合併等の後に行われる直近の自己資本比率の開示が、当該直近のセルフアセスメント・アンケートの実施以前に行われる等、やむを得ない事情により、当該金融機関等が上記の原則及び但し書きの取り扱いとは異なる取り扱いを希望する場合には、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。当該合併等が具体的に予定されている場合は、早めに当局に相談してください。

<先進的計測手法>

【関連条項】 第 318 条、第 319 条

第 318 条-Q1 粗利益配分手法を採用している金融機関が、グループ連結ベースで先進的計測手法に移行しようとする場合、子銀行を除く子会社について部分適用として基礎的手法を用いることが認められますか。

(A)

当該金融機関及び子会社が第318条及び第319条の要件を充足している場合、当該子会社について部分適用として基礎的手法を用いることができます。